

# 令和6年度 障害福祉サービス事業者等 集団指導講習会（個別編）

児童発達支援・放課後等デイサービス・  
居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・  
障害児入所施設

## 令和5年度実地指導頻出事項について

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

# 令和5年度実地指導頻出事項について 1

## 個別支援計画の作成(変更)手順が基準省令の通りではない

＜児童発達支援計画の作成等＞ 基準省令（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第27条 ※他サービスも同様

個別支援計画の作成については、児童発達支援管理責任者は次の手順を進める旨、規定されています。

- ① 保護者及び障害児と面接し、障害児の有する能力、その環境や日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行う **とともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう** 障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ② ①のアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、次のような内容を含む計画原案を作成する。
  - ・ 保護者及び障害児の生活に対する意向
  - ・ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
  - ・ 生活全般の質を向上させるための課題
  - ・ **5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた** 障害児通所支援の具体的内容
  - ・ 障害児通所支援を提供する上での留意事項
  - ・ その他必要な事項
- ③ **障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で**、障害児通所支援の提供に当たる直接処遇職員等を招集して行う会議を開催し、②の計画原案について意見を求める。
- ④ 保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得た上で、保護者 **及び障害児相談支援事業所** に計画を交付する。

※ピンク字部分は、令和6年度基準省令改正による追加部分

# 令和5年度実地指導頻出事項について 2

## 個別支援計画の作成(変更)手順が基準省令の通りではない

### 基準省令の手順

- ① こども・保護者へのアセスメント、支援内容の検討
- ② ①に基づき、計画原案を作成
- ③ 直接処遇職員等を招集して、計画原案への意見を求める会議を開催
- ④ こども・保護者へ計画内容を説明し、同意を得た後、交付

### 事例 1

- ① アセスメントを行わず、計画原案を作成
- ② 直接処遇職員等の意見を求める会議開催
- ③ こども・保護者へ説明・交付

### 事例 2

- ① 直接処遇職員等の意見を求める会議開催
- ② 計画原案を作成
- ③ こども・保護者へアセスメント
- ④ こども・保護者へ説明・交付

# 令和5年度実地指導頻出事項について 3

## 個別支援計画の作成(変更)手順が基準省令の通りではない

いずれの事例も、こども・保護者の希望や課題が個別支援計画に反映されにくいやり方になっています。

令和6年度改正で、障害児の意見尊重がさらに強く打ち出されていますので、必ず計画原案の作成前にアセスメントを行って、こども・保護者の希望や課題の把握を行った上で支援内容を検討してください。

(なお、令和6年度改正基準省令の解釈通知において、直接処遇職員等から計画原案への意見を求める会議開催については、「障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、**会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うこと**などが考えられる。なお、その際、年齢や発達の種類により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。」とされていることにもご留意ください。)

ご視聴いただきありがとうございました。